

肝付町民の皆様へ（新型コロナ対応支援策）



本年発生した新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るい、国内においても感染が拡大し経済に大打撃を与えています。本町においても町民の生活や事業継続に大きな影響を及ぼしています。そこでコロナの影響を受けている町民をはじめ農林水産・商工業者、福祉・医療等関係者、次代を担う学生やその他影響が大きい分野の支援を行います。これらは皆様が少しでも元気を取り戻して頂くための支援策です。皆様のご理解をお願い申し上げます。

肝付町民がひとつのチームとなり共に頑張っていきましょう。

令和2年9月 肝付町長 永野 和行

全町民・全世帯

チームきもつき 暮らし応援商品券 お問い合わせ先 産業創出課 ☎ 67-2116

➡ **町民1人に2万円分の商品券**（令和3年2月末まで利用可能）

◎対象者は令和2年7月1日現在で肝付町に住民票のある人（＝申請手続きは不要）。9月中旬から順に発送します。お手元に届くまで日数がかかることもありますがご了承ください。（商品券は金券ですので簡易書留でお届けします。）◎お届けする商品券は小規模店舗用と小規模・大規模店共通をそれぞれ1万円（合計2万円）◎この商品券が利用できる店舗には表示がされます。

電子体温計

1世帯に1本配付（コロナなどの感染症予防対策用） 健康増進課

◎ 令和2年末から順次、各世帯に配付します。 ☎65-2564

農林水産業・商工業者

農業 1事業者 **5万円**

◎町内に住所がある方で、前年の住民税等申告があり農業収入が50万円以上かつ農業収入の割合が全収入の1/2以上の方。◎事業を継続される方。
※交付要件・手続きなど詳細は裏面をご覧ください。

裏面 農業振興課 ☎ 65-8417

水産業 正組合員 **5万円** 准組合員 **1万円**

◎肝付町内の漁協に所属し、引き続き事業を継続される方。※手続きなど詳細は裏面をご覧ください。

裏面 林務水産課 ☎ 67-4513

畜産業 1事業者 **5万円**

◎畜産業を営んでおり引き続き事業を継続される方。（畜産事業者へは別途ご案内を送付しております。）
※交付要件・手続きなど詳細は裏面をご覧ください。

裏面 畜産課 ☎ 65-2578

商工業 1事業者 **5万円**

◎令和2年7月1日時点で、町内に店舗（事業所）を有し商工業を営んでいる方 及び 町内に住所を有し役務を提供している方。◎飲食店・旅館業・観光業には別途上乘せ支援も行います。

※交付要件・手続きなど詳細は裏面をご覧ください。

裏面 産業創出課 ☎ 67-2116

福祉・医療関係

町内の福祉関係施設でご尽力頂いている各施設の**従事者へ1万円分商品券**
※各施設を通じて配付します。

介護
障がい・保育
福祉課

町内の福祉関係施設に**感染症予防のための防疫資機材購入費等の一部を助成**します。
施設の規模に応じ、**総額で1,290万円**

町内の医療機関で生命を守って頂いている各施設の**従事者へ1万円分商品券**
※各施設を通じて配付します。

薬局
病院・医院・歯科
健康増進課

町内の医療関係施設に**感染症予防のための防疫資機材購入費等の一部を助成**します。
施設の規模に応じ、**総額で1,420万円**

赤ちゃん

10万円

対象は令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた赤ちゃんで、肝付町の住民基本台帳に登録（出生届）した保護者に支給します。（この給付金は、4月2日以降に生まれた同学年のうち、先の国の定額給付金（10万円）の対象にならなかった赤ちゃんに対するお祝い金です。）

※対象者へは個別に通知します。 健康増進課 ☎65-2564

学生

5万円

次の時代を担う若者の応援策として、令和2年7月1日現在、大学等（大学・大学院・短大・高専・専門学校・予備校等）に在籍している学生又は学生を扶養している保護者で肝付町に住所を有する方が対象です。◆申請方法は裏面をご覧ください。

裏面

教育委員会 教育総務課 ☎ 65-8425

農業

対象者及び交付条件

- ◎前年の住民税等の申告がしてあり、農業収入が50万円以上あり、かつその農業収入が前年の全体収入の2分の1以上ある方
- ◎事業経営を継続する意思がある方
- ◎申請時点で肝付町に住所がある方
※畜産農家(牛・豚)の方は役場畜産課へお問合せください。

給付金
5万円

申請・必要書類

- ◆申請受付は下段日程のとおり。それ以外の日でも申請できます。
- ◆申請期限：令和3年1月29日

申請に必要なもの ①印鑑(スタンプ印は不可) ②預金通帳の写し(申請時にコピー可) ③本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等のいずれか1つ)

問合せ先

農業振興課
☎ 65-8417 (直通)
FAX 65-2520
【申請書提出先】
農業振興課・町民生活課・岸良出張所

申請受付日 9/15(火) 9/16(水) 9/18・23・25・28・29 9/30(予備日)
9時～16時 ①岸良出張所 ②内之浦総合支所 ③町役場 1階会議室 ①②③

畜産業

対象者及び交付条件

- ◎畜産業(牛・豚)を営んでおり、引き続き事業継続する意思のある方は、一定の要件に応じた事業継続給付金を支給します。
- ◆給付金の額は定額5万円、若しくは出荷頭数を基準とした支給とします。

給付金
5万円

申請・必要書類

- ◆畜産事業者へは別途通知済み
- ◆申請期限：令和3年1月29日

申請に必要なもの
◆別途通知文に記載してあります。
◆不明の点は畜産課へお問い合わせください。

問合せ先

畜産課
☎ 65-2578 (直通)
FAX 65-2520
【申請書提出先】
畜産課

水産業

対象者及び交付条件

- ◎町内の漁業協同組合に所属して、引き続き事業継続する意思のある方は、一定の要件を満たすことで給付金を支給します。
- ◆正組合員 5万円
- ◆准組合員 1万円

給付金
5万円

申請・必要書類

- ◆漁協組合員へは別途通知済み
- ◆申請期限：令和3年1月29日

申請に必要なもの ①印鑑(スタンプ印は不可) ②預金通帳の写し(申請時にコピー可) ③本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等のいずれか1つ)

問合せ先

林務水産課
☎ 67-4513 (直通)
FAX 67-2488
【申請書提出先】
林務水産課

商工業

対象者及び交付条件

- ◎令和2年7月1日時点において肝付町内に店舗(事業所)を有し商工業を営んでいる方、又は肝付町内に住所を有し役務を提供している方
- ◎事業経営を継続する意思がある方
- ◆1事業者 5万円
- ◆飲食店・旅館業は5万円上乗せ
- ◆バス・タクシー業上乗せ支援

給付金
5万円

申請・必要書類

- ◆申請書を役場へ提出する。
- ◆申請期限：令和3年1月29日

申請に必要なもの ①営業実態がわかる書類(次のア～ウのうち1つ)
ア. 商工会が発行する会員証明書
イ. 営業許可証の写し(飲食店・旅館業は必須) ウ. 確定申告書等の写し)
②振込先通帳の写し(申請者)
③本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等から1つ)
※不明な点はお問い合わせください。

問合せ先

産業創出課
☎ 67-2116 (直通)
FAX 67-2488
【申請書提出先】
産業創出課
総務課
岸良出張所
(商工会も可)

学生応援

対象者及び交付条件

- ◎令和2年7月1日時点で、大学・大学院・短大・高専・専門学校・予備校等に在籍している学生又は学生を扶養している保護者に対し5万円を支給する。(高校生に該当する学年の学生は除く)
- ◆申請書は、教育総務課又は教委支所(銀河アリーナ)にあります。
- 町のHPからもダウンロードできます。
- ◆郵送は教育総務課(文化センター内)

給付金
5万円

申請・必要書類

- ◆申請者は学生本人又は保護者
- ◆申請期限 令和2年12月25日

申請に必要なもの
①在学証明書(コピー不可) ②学生本人又は保護者の通帳の写し
③申請者が確認できる書類(運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の写し)

問合せ先

教育総務課
肝付町前田1020
☎ 65-8425 (直通)
FAX 65-2555
【申請書提出先】
教育総務課
銀河アリーナ